

## 国内（地域限定）募集型企画旅行条件書

（本条件書は、旅行業法第 12条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12条の 5 に定める契約書面の一部となります。）（お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。）

### 1 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社めぐるん（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告（Webサイト、パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、契約書面（確定書面が交付される場合は確定書面）記載の最終日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。

(2) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### 2 旅行の申込み方法およびお支払い方法

申し込みから決済までの方法については以下のとおりです。

(1) 当社のWebサイト上のお問合せフォームに所定の事項を記入し送信していただきますと、当社より、以下の条件を記載ならびに添付した返信メールをお送りいたします（旅行条件書）。

①プログラム種別、旅行代金金、申込金、日程、支払期日

②Pre-booking Checklistのリンク(下記の項目を含みます)

Rules during Yamabushido Practice

Your Health

Activities

Equipment

③キャンセルポリシー（Cancellation Policy）

④旅行業約款（Standard Terms and Conditions in Japan with Privacy Policy, booking conditions）

また、必用に応じ、テレビ会議を実施します。弊社担当者とお客様とでテレビ会議をいたします。何かわからないことや確認されたい点については、この折にご相談ください。

(2) お客様から弊社への、プログラムの参加申込（参加意向表明）

お客様は、プログラムの参加意向を、メールの返信、または、テレビ会議で、弊社に表明いただきます。

### (3) 旅行代金の支払いと予約の成立時期

お客様からの参加申込（参加意向の表明）の後、当社よりお申し込み希望内容と、クレジットカード支払い可能リンクを含む請求書をメールにて送ります。

お客様の健康状態によっては参加を許可する医師の診断書（special permission from a doctor）を提出していただく場合があります。

期日までに申込金（旅行代金の20%）か、旅行代金全額をクレジットカードにてお支払いください。当社が申込金又は旅行代金全額を受理した時点で予約の成立（契約締結）となります。

申込金のみのお支払いの場合は、残額については、契約書面に記載する旅行代金の支払期日までにお支払いください。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。また、お客様の任意による解除のときは所定の取消料の一部として取り扱い、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わない場合には違約料の一部として取り扱います。但し、別途 Web サイト、パンフレットに申込金に関する記載がある場合はその定めるところによります。

### (4) 予約の不成立

申込金の支払い期限内に申込金が支払われない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。また、旅行代金全額が契約書面に記載する旅行代金の支払期日までに支払われない場合は、お客さまが予約を解除したものとします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合はこの限りではありません。

(5) 同時に2人以上のお客様より申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該支払い実施の受付の順位によることとなります。

## 3 申し込み条件

(1) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（15歳以上 20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

(2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(3) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、申込みの時点でお申し出ください。当社は参加していただけるように可能な範囲で対応させていただきます。

なお、現在健康に問題がある方や、妊娠中の方については、医師の診断書を提出していただく場合があります。ただし、いずれの場合も、現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、参加をお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。その場合の介助者、同伴者の同行にかかる費用については、お客様の負担となります。

(4) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、当該措置が必要となったことが当社の責に帰すべき事由によるものであるときを除き、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

(5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることがあります。

(6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。

(7) その他当社の業務上の都合による判断により、予約申し込みをお断りすることがあります。

#### 4 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

(1) 旅行契約は、2(3)の規定に従い予約が成立した時に成立するものとします。

(2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件、及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡します。

(3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した確定書面（最終日程表）を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

#### 5 旅行代金に含まれているもの

(1) Webサイト、パンフレットに明示したアクティビティ（座禅、書道、修行など）とそれにかかる諸費用（正式参拝料、お札料、装束一式レンタル料など）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、及び消費税等諸税（但し、基準期日現在に公示されているものに限ります）。

(2) お客様がアクティビティ参加中に怪我をされた場合に備えて当社が加入する傷害保険の保険料。ただし、申し込み書に記載した事実が虚偽の場合においては、傷害保険の適用がされない場合があります。また旅行中の疾病については傷害保険料は支払われません。

(3) お札、締めかけ、修了証書、ご自身の書写の作品を表装したもの。

#### 6 旅行代金に含まれていないもの

第5項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客さま負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用

(2) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）

(3) クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料

(4) 自宅と出発地・解散地間の交通費、宿泊費等

(5) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金

(6) 基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税

(7) 傷害・疾病に関する医療費（5(2)所定の傷害保険によりカバーされる費用を除く）

## 7 契約内容の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 8 旅行代金の変更

(1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第 24項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日より前にお客さまにその旨を通知します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合はこの限りではありません。

(2) 本項の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に払戻しいたします。

(3) 第 7項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

## 9 お客さまの交替

お客さまは、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。ただし、お客さま指定の当該の第三者が、当社の定める参加条件に満たない場合は、当社が交替をお断りする場合があります。

## 10 お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

(1) お客さまはいつでも、第 14項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、第 14項の取消料の算定基準となる「取消日」とは、お客さまが当社の営業日、営業時間内に解除をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。

(2) お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

イ. 当社によって契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第 20項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

ロ. 第8項 (1) の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき<sup>1</sup>

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ニ. 当社がお客様に対し、第4項 (3) の期日までに、確定書面を交付しなかったとき<sup>2</sup>

ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項 (2) により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して 7日以内に払戻しいたします。

(4) お客さまの都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第 14項の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

---

<sup>1</sup> 森安→めぐるん様:約款16条2項2号と平仄をあわせました。

<sup>2</sup> 森安→めぐるん様:約款16条2項4号と平仄をあわせました。

## 11 お客さまによる旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

(1) お客さまのご都合により途中で離団された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

(2) 悪天候、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由でかつお客さまの責に帰さない事由により契約書面又は確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとし、当社は旅行代金のうち、お客さまがいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客さまに払戻しいたします。

## 12 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

イ. お客さまが当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、健康状態その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

ロ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

ハ. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。

ニ. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ホ. お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。

ヘ. 悪天候、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われた場合、当社は、既に受領している旅行代金の全額または同旅行代金から第14項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料を控除した残額を解除の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。

## 13 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

(1) 当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

イ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。

ロ. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

(2) 本項により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客さまがいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30日以内に払戻しいたします。

(3) 本項イ. ハ. により、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客さまのご負担となります。

(4) 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない当日無連絡不参加の場合、お客様のご都合による取消しとみなし払い戻しはできません。

## 14 取消料

旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます（但し、Webサイト、パンフレットに取消料を明示した場合はそれによります）。

	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 20日目にあたる日以降に解除する場合 (2) から5) を除く。)	旅行代金の20%
	2) 7日目にあたる日以降に解除する場合 (3) から5) までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 30%
	3) 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
	4) 旅行開始日に解除する場合 (5) に掲げる場合を除く。)	旅行代金の 50%
	5) 旅行開始日の解除又は当日無連絡不参加	旅行代金の100%

## 15 旅程管理

当社は、お客さまに対して次に掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客さまとこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1) お客さまがお客さまの責に帰さない事由により旅行中旅行サービスを受けることがで

きないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、合理的に可能な限り代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 16 添乗員等

(1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第1項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

(2) 添乗員等の同行の有無は、Webサイト、パンフレットに明示してあります。

(3) お客さまは、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客さまが添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でであっても、そのお客さまの以後の旅行契約を解除することがあります。

(4) 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。

(5) 一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで添乗員が同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客さまが旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、お客さまが旅行サービスの提供を受けるための手続はお客さま自身で行っていただきます。

(6) 「添乗員なし」と表示のあるものは、添乗員等は同行いたしません。お客さまが旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客さまご自身で行っていただきます。

## 17 お客様に対する責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被られた損害を（対人1億円、対物1千万円まで）賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 当社は、お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、19項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) お荷物の損害については本項の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。



## 18 お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。もし、申出がなされなかった場合、当社は、お客様が契約書面に記載された旅行サービスと提供された旅行サービスとが異なっていたことによってお客さまに生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

## 19 特別補償

(1) 当社は、第 17項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として 500万円、入院見舞金として一日3000円、通院見舞金として通院日数により 日額 2000円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき 15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。

(2) 当社が、募集型企画旅行契約約款第 27条第 1項の責任を負うことになったときは、この補償金を、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

(4) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

(5) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を收受して当社が実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。

(6) ただし、契約書面又は確定書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日（無手配日）については、当社は当該日にお客様が被った損害について補償金の支払いをいたしません。

## 20 旅程保証

(1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによる変更を含みます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第 17項の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。ただし、次の各号に掲げる変更については、変更補償金は支払われないものとします。

イ. 次に掲げる事由による変更（イ）天災地変（悪天候における、修行内容の変更（ルートの変更を含む）及び野外アクティビティーの中止を含む）、（ロ）戦乱、（ハ）暴動、（ニ）官公署の命令、（ホ）運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、（ヘ）当初の運行計画によらない運送サービスの提供、（ト）旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

ロ. 第 10項から第 13項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

(2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さまおひとりに対して一旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額を限度とします。また、お客さまおひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客さまの同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払が必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および施設のそれを下回った場合に限りです）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更（修行中の内容を除く）	2.5	5.0

※注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。

※注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

※注 3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

※注 4 第 4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

※注 5 第 4号又は第 7号若しくは第 8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注 6 第 9号に掲げる変更については、第 1号から第 8号までの率を適用せず、第 9号によります。

## 21 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下「通信契約」といいます。）その場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

(1) 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等（以下「会員番号等」といいます。）を当社らにお申し出いただきます。

(2) 通信契約は、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社らが契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨を e-mail での電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。通信契約での「カード利用日（会員及び当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日をいいます。）」は、申込金については旅行契約成立日、申込金を除く旅行代金については旅行開始の前日から起算して2週間前とします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2週間前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合はこの限りではありません。

(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社は通信契約を解除し、第 14項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに銀行口座への振り込みなど、現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。

(4) 当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第 8項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第 10項から第 13項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して 20日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して20日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。

( 5) 通信契約を締結する場合、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

## 22 団体・グループの契約について

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 23 ご旅行条件・旅行代金の基準

(1) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、Webサイト、パンフレット等に明示した日となります。

(2) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方はこども代金となります。

(3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

(4) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。

(5) 本条件書の各項にいう旅行代金とは、Webサイト、パンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第 2項の申込金、第 14項の取消料、第 20項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションルツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

## 24 その他

(1) 国内旅行保険について安心してご旅行をしていただくため、お客さまご自身で保険に加入することをお勧めします。

(2) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://yamabushido.jp> からご覧になれます。

(3) 個人情報の取扱いについて

イ. 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

ロ. 当社は当社サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。

< 旅行企画・実施 > Yamabushido (株式会社めぐるん) 山形県鶴岡市矢馳金光寺字120-2  
山形県知事登録旅行業 第地域-282号 募集型企画旅行実施可能区域：鶴岡市に隣接する地域  
(酒田市、庄内町、三川町、酒田市、西川町)